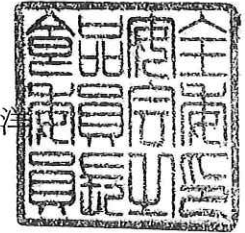




府食第 694 号
平成 28 年 11 月 22 日

環境大臣
山本 公一 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 28 年 11 月 9 日付け環水大土発第 1611081 号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

このことについては、登録保留基準として、食品安全委員会での食品健康影響評価に基づき設定される残留農薬基準が使用されることから、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 2 号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。